

利用可能な行政サービス

※パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が必要なもの

サービス名	内容、状況等	宣誓受領書等の提示	担当課
市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。ただし、他に収入等の入居要件あり。	必要	住宅管財課
被災証明書の交付 (火災以外)	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、証明書を交付する。 ▼本人が同居の親族以外であれば委任状が必要。	必要	防災対策課
被災証明書の交付 (火災)	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、証明書を交付する。 ▼本人が同居の親族以外であれば委任状が必要。	必要	消防本部
罹災証明書の交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、証明書を交付する。 ▼本人が同居の親族以外であれば委任状が必要。	必要	税務収納課
保育所・幼稚園 申込関係	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、生計が同一であり、実際に監護している状況であれば「養育する保護者」として申請できる。	必要	こども課
救急搬送証明書の交付	パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、救急搬送証明書を交付する。 ▼本人が同居の親族以外であれば委任状が必要。	必要	消防本部

※パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要なもの

サービス名	内容、状況等	宣誓受領書等の提示	担当課
母子手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請できる。 ▼代理申請可	不要	健康対策課
納税証明書等の発行	本人以外は委任状が必要。	不要	税務収納課
身体障害者などに対する軽自動車税 (種別割)の減免	下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。 ・重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの ・重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等（その方のパートナーが所有するものを含む。）で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナーが運転するもの ※パートナーは重度の身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。 ▼本人以外は委任状が必要。	不要	税務収納課